

各 位

会 社 名 中 部 飼 料 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 平 野 宏  
(コード番号:2053 東証・名証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 湯 浅 正 一  
電 話 番 号 0 5 6 2 - 3 3 - 2 1 0 2

## 自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成18年7月28日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、平成18年8月7日(月)から平成18年8月11日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、SMB Cフレンド証券株式会社及び東海東京証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。  
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である払込金額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (5) 払 込 期 日 平成18年8月14日(月)から平成18年8月18日(金)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成18年8月15日(火)から平成18年8月21日(月)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 払込金額、売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については取締役社長 平野宏に一任する。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（当社株主による売出し）

- (1) 売 出 株 式 当社普通株式 1,700,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 東洋グリーンターミナル株式会社 400,000 株  
日本生命保険相互会社 350,000 株  
パシフィックグリーンセンター株式会社 250,000 株  
株式会社三菱東京UFJ銀行 180,000 株  
東京海上日動火災保険株式会社 150,000 株  
株式会社横浜銀行 130,000 株  
三井住友海上火災保険株式会社 100,000 株  
株式会社愛知銀行 60,000 株  
日新火災海上保険株式会社 50,000 株  
株式会社三井住友銀行 30,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については取締役社長 平野 宏に一任する。

## 3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 200,000 株  
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法及び2. 株式売出し（当社株主による売出し）(3) 売出価格に記載の売出価格と同一とする。）

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び2. 株式売出し（当社株主による売出し）（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 200,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間及び2. 株式売出し（当社株主による売出し）(5)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日及び2. 株式売出し（当社株主による売出し）(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については取締役社長 平野 宏に一任する。

#### 4. 第三者割当による自己株式処分（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 200,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(2)に記載の払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 野村証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) 平成 18 年 9 月 11 日(月)から平成 18 年 9 月 15 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成 18 年 9 月 12 日(火)から平成 18 年 9 月 19 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 18 年 9 月 13 日(水)から平成 18 年 9 月 20 日(水)までの間のいずれかの日。ただし上記(5)に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (9) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式処分に関し必要な一切の事項の決定については取締役社長 平野 宏に一任する。

#### <ご参考>

##### 1. 株式売出しの目的

今般、上記自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）を実施することといたしました。これは設備資金に充当するため（「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。）、また当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

## 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」及び上記「2. 株式売出し（当社株主による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は200,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成18年7月28日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする200,000株の自己株式処分（以下「第三者割当による自己株式処分」という。）を、平成18年9月12日（火）から平成18年9月19日（火）までの間のいずれかの日（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とします。）を払込期日（以下「第三者割当による自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当による自己株式処分の払込期日の5営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は第三者割当による自己株式処分にかかる割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従って野村証券株式会社は第三者割当による自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により第三者割当による自己株式処分は全く行われず、また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	324,833株	(平成18年6月30日現在)
処分株式数	300,000株	(注)
処分後の自己株式数	24,833株	(注)

(注) 上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」の処分株式数に加え「4. 第三者割当による自己株式処分」の割当株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

### 4. 自己株式の処分による手取金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

差引手取概算額 88,817,500 円については、本売出しによる自己株式処分と同日付をもって決議された第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限 179,635,000 円と合せて、手取概算合計上限 268,452,500 円について、設備資金に充当する予定であります。

なお、平成18年6月30日現在、設備の状況は、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達	着手年月	完成(予定) 年月	完成後の 増加能力
			総額	既支払額				
水島工場 (岡山県倉敷市)	飼料事業	脱臭設備	150	—	自己資金 自己株式 処分資金	平成18年10月	平成18年12月	—
大府研究所 (愛知県大府市)	飼料事業	研究所建物	200	—	自己資金 自己株式 処分資金	平成18年7月	平成18年10月	—

以上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。